

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 1 7 日

三島町長 矢澤 源成

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

三島町全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 1 6 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 3 経営体 （更新前 4 経営体）

個人 7 経営体 （更新前 6 経営体）

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地域は水稻を中心とした土地利用型農業が行われてきたが、地域全体の高齢化や中山間地域という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が問題となっている。

地域の中心となる経営体については、養鶏や養蜂など「生產品目の明確化」を行う経営体と、「複合化」として土地利用型作物の水稻・そば・葉たばこ等に、野菜・花き等を組み合わせ取り組んでいる経営体がある。また、「6 次産業化」として加工品の開発及び販路

開拓、収穫体験などの交流事業など、「高付加価値化」にも取り組んでいる。

さらに、「新規就農の促進」として、町出資の農業法人への地域おこし協力隊の派遣など、外部からの人材の獲得に取り組んでいる。また平成28年度に建設された三島町ミニライズセンターの運営により、経営・作業の合理化や作業受託の増加を図っている。

中心となる経営体以外の農業者については、現状の作付けを維持しながらも、高齢化・後継者不足により営農が困難となる場合には、担い手への作業委託や、農地中間管理事業を活用しながら中心となる経営体への農地集積を図る。また、日本型直接支払制度などを活用することで、集落単位での共同活動を支援し、農地の保全管理等に努めていくこととする。